≪記載にあたっての留意事項≫
１．保育所等での保育が開始されないことを理由に育児休業手当金の支給期間の延長を求める場合に提出してください。
２．この申告書は事実について正しく記載してください。偽りの記載をして提出した場合には、不正に受給した金額の返還を求めることがあります。
３．保育所等での保育が開始されないことを理由とした育児休業手当金の支給期間延長は、**速やかな職場復帰を図るために保育所等の利用（入所）申込をしたが入所ができないなど、やむを得ず職場復帰ができない方を対象とした制度です。**
制度の趣旨に沿った延長の申請であることを確認するため、次の書類を延長申出書に添付して申請してください。
【延長申出書に添付が必要な書類】
①育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
②市区町村に保育所等の利用（入所）申込をしたときの申込書全ページの写し
（電子申請の場合は申込内容を出力したもの、又は申込をした画面の複写）
③市区町村が発行した保育所等における保育が当面行われないことが明らかとなる通知の写し
（入所保留通知書、入所不承諾通知書など市区町村によって名称が異なります。）

育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書

1　育児休業の対象となる子について、右の①②を記載してください。	①子の氏名
	②子の生年月日　令和　年　月　日
2　今回、延長を申請する期間について、右のア・イのうち、該当するものを選択してください。	□　ア　1歳(注)～1歳6か月の期間　（注）パパ・ママ育休プラス制度利用時は、「１歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」又は「１歳２か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。
	□　イ　1歳6か月～2歳の期間

3　保育所の利用（入所）申込について、以下①～⑧について選択又は記載してください。
なお、選択又は記載にあたっては、裏面に記載の内容を必ずご一読ください。

①保育所等における保育の利用を希望し、市区町村に利用（入所）申込をしましたか。
➢裏面Ⅰを参照してください。

□　ア　はい

②利用（入所）申込をした日　： ➢裏面Ⅱを参照してください。	令和　年　月　日
③利用（入所）開始希望日　： ➢裏面Ⅲを参照してください。	令和　年　月　日
④利用（入所）申込に当たり、**入所保留を積極的に希望する旨の意思表示**をしていませんか。➢裏面Ⅳを参照してください。	□　ア　していない　□　イ　している
⑤利用（入所）保留の有効期限 ➢裏面Ⅴを参照してください。	令和　年　月　日
⑥利用（入所）内定を辞退したことがありますか。 ➢裏面Ⅵを参照してください。	□　ア　辞退したことはない　□　イ　辞退したことがある
⑦利用（入所）申込をした保育所等の中で、**自宅から最も近隣（通所時間が短い）の施設名等** ➢裏面Ⅶを参照してください。	施設名　： 住所　： 通所方法　： 通所時間（片道）　：　分

⑧申込をしたすべての保育所等の通所時間（片道）が30分以上の場合、その理由を次のア～オより選択してください。また、エ又はオを選択した場合は、追加の添付書類が必要です。➢裏面Ⅷを参照してください。

□	ア　申し込んだ保育所等が本人又は配偶者の通勤の途中で利用できる場所にあるため
□	イ　自宅から30分未満で通える保育所等が存在しないため
□	ウ　自宅から30分未満で通える保育所等では職場復帰後の勤務時間・勤務日に対応できないため
□	エ　子に特別の配慮が必要であり、自宅から30分未満で通える保育所等では対応できないため （追加書類）医師の診断書や障がい者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
□	オ　その他（兄弟姉妹と同じ保育所等を希望する場合や通所時間が30分以内の入所希望施設が行政指導等を受けている場合を含む） （追加書類）兄弟姉妹の在籍証明書や該当施設が行政指導等を受けた事実に関する公表資料等、理由欄に記載の内容を確認できる書類

□　イ　いいえ

「保育所の申込が1か所のみの場合」、①で「イ いいえ」又は⑧で「オ その他」を選択した場合は、**理由欄にその理由を必ず記載してください。**

理由欄	

育児休業手当金の支給対象期間の延長事由について、上記のとおり申告します。

大阪市職員共済組合理事長　様
令和　年　月　日　　（記号）　　ー　（番号）

〒
組合員　住　所
氏　名

【設問３に係る留意事項】

Ⅰ　３の①欄について、申込をしていない場合は、原則として延長の要件を満たしません。
　ただし、子の疾病や障がいにより特別に配慮が必要であり、市区町村から保育体制が整備されていない等の理由により、申込の受付ができないとされた場合には、延長が認められる場合があります（注１）ので、理由欄（※）に特別な配慮が必要な理由及び市区町村との相談の内容等を記載のうえ、次の書類を延長申出書に添付して申請してください。
【延長申出書に添付が必要な書類】
　ⅰ　育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（この申告書）
　ⅱ　医師の診断書や障がい者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類

Ⅱ　３の②欄について、申込をした日が子の１歳の誕生日（注２）（又は１歳６か月の誕生日応答日）以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
　ただし、市区町村が１歳の誕生日以降でなければ申込を受け付けないなど、保育利用の申込の機会が極端に限られる場合には、延長が認められる場合があリます（注１）ので、理由欄（※）に具体的な理由や市区町村との相談の内容等を記載してください。

Ⅲ　３の③欄について、利用（入所）開始希望日が子の１歳の誕生日（注２）（又は１歳６か月の誕生日応答日）の翌日以降の場合は、原則として延長の要件を満たしません。
　ただし、市区町村が募集をしていない時期があるために、申込可能な希望日での申込をした場合には、延長が認められる場合があります（注１）ので、理由欄（※）に具体的な理由を記載のうえ、表面【延長申出書に添付が必要な書類】①～③に加えて、次の書類を延長申出書に添付して申請してください。
【延長申出書に添付が必要な書類】
　ⅲ　保育所入所の案内やホームページなど、市区町村が申込を受け付けていないことが確認できる書類

Ⅳ　３の④欄について、申込において「保育所等への入所を希望していない」、「育児休業からの職場復帰の意思がない」、「育児休業の延長を希望する」、「入所保留となることを希望する」など、職場復帰や保育所等への入所の意思がないことを明示的に記載・選択しているときは「している」場合に該当します。

Ⅴ　３の⑤欄について、入所保留通知書、入所不承諾通知書などに記載された有効期限（有効期間）を記載してください。入所保留通知書、入所不承諾通知書などに有効期限（有効期間）の記載がない場合は空欄で構いません。

Ⅵ　３の⑥欄について、設問１に記載した子について、これまでに内定を辞退している場合は、原則として延長の要件を満たしません。
　ただし、内定後の住所変更など、内定した保育所等に子を入所させることが困難な事情の変更が生じた場合には、延長が認められる場合がありますので、理由欄（※）に変更前の住所や変更前後の勤務場所、事情変更の生じた日付及び具体的な理由を記載してください。

Ⅶ　３の⑦欄について、通所方法は通所する場合に利用する予定の交通手段（徒歩・自転車・自動車・バス等）を記載し、その交通手段による自宅からの片道の所要時間を記載してください。
　なお、送迎サービス等を利用する場合は、送迎場所までの片道の所要時間を記載してください。

Ⅷ　３の⑧欄について、申込をしたすべての保育所等の通所時間（片道）が30分以上の場合、その理由をア～オより選択してください。
　選択肢に応じて、表面【延長申出書に添付が必要な書類】①～③の書類に加えて、次の書類を延長申出書に添付して申請してください。
・ア～ウを選択した場合：追加書類なし
・エを選択した場合：医師の診断書や障がい者手帳の写しなど、特別な配慮が必要であることを確認できる書類
・オを選択した場合：理由欄（※）に具体的な理由を記載のうえ、記載内容を確認できる書類（兄弟姉妹の在籍証明書や行政指導等を受けた事実に関する公表資料など、記載内容の確認できる書類）
　なお、利用（入所）希望の保育所等が、合理的な理由なく通所に自宅から片道30分以上要する保育所等のみとなっている場合は、原則として延長の要件を満たしません。

Ⅸ　保育所の申込が１か所のみの場合は、理由欄（※）に具体的な理由を記載してください。

（注１）**単に申込を忘れていた場合や、市区町村への相談無く申込をしなかった場合は、延長の要件を満たしません。**

（注２）パパ・ママ育休プラス制度利用時は、「１歳に達する日後の育児休業終了日の翌日」または「１歳２か月に達する日の翌日」のいずれか早い日。

（※）　理由欄が足りない場合は、別紙（任意の様式）に記載してください。